

平成29年度京都府相談支援従事者現任研修 開催要綱

1 趣旨

委託及び指定相談支援事業所において相談支援専門員としてケアマネジメント業務に従事しており、一定の経験を有する者を対象として、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援を行うための援助技術、支援方法等の資質向上を図ることを目的として開催する。

2 主催 京都府

3 研修実施主体 (福) 京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター

4 定員 200名

※定員を超える申し込みがある場合は、資格取得年度を考慮して、受講者の調整を行うことがあります。

5 資料代 3,000円

6 受講要件

過去に相談支援従事者初任者研修を修了し、※1 相談支援専門員の資格を取得した者のうち、資格の有効期限(5年)内にあり、以下の(1)又は(2)の要件を満たす者とします。

- (1) 委託及び指定相談支援事業所において、相談支援専門員として配置されている者(ケアマネジメント業務を行っている者)
- (2) 居宅介護事業所・重度訪問介護事業所等で、今後相談支援を実施する具体的な予定のある事業所に所属する者

<※1 相談支援専門員の資格及び更新について>

相談支援専門員の資格は、「相談支援従事者初任者研修」(京都の場合は、6日コース、または※2 3日コース及び演習コース)を修了することで相談支援専門員の資格を取得したこととなります。

※2 3日コースのみの修了の場合は、相談支援専門員の資格を取得したことになりません。

そして、資格取得の翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、「相談支援従事者現任研修」を修了されないと資格が失効します。

そのため、今年度は「平成24年度相談支援従事者初任者研修」を修了された後に本研修をこれまで受講していない方は、今回の研修を修了されないと資格失効となります。御留意ください。

なお、資格失効後、新たに相談支援専門員の資格を取得されたい場合は再度「相談支援従事者初任者研修」を受講する必要があります。

7 研修期日・会場

日数	期日	会場
1日目	平成29年7月20日(木)	京都テルサ 西館1階「テルサホール」
2日目	平成29年8月8日(火)	
3日目	平成29年8月9日(水)	

※例年、京都府では2～3月頃に本研修を実施しておりましたが、今年度は標記時期のみの実施となります。2～3月には実施いたしませんので御注意願います。

8 受講申込方法及び受講の可否について

(1) 受講申込方法

別添受講申込書に必要事項を全て記入の上、①相談支援従事者初任者研修の修了証書の写し、及び②過去に相談支援現任研修受講済みの場合は現任研修の修了証書も併せて添付し平成29年5月10日(水)必着までに京都府福祉人材・研修センター研修課宛に郵送でお申し込みください。なお受講配慮欄に事前に記載がない場合は受講配慮ができない場合がありますので、希望される場合は必ず記載してください。

(受講申込は市町村担当課での取りまとめではありませんので、御注意ください。)

(2) 受講の可否について

平成29年6月23日(金)までに受講可否の御連絡をいたします。6月30日(金)になっても受講の可否について連絡がない場合は、必ず事務局まで御連絡ください。

9 修了証書について

研修修了対象者には京都府から、修了証書が交付されます。研修修了のためには全日程、全科目、全時間の出席が必要です。そのため、本研修の全ての日程、科目、時間において欠席はもちろん原則として、早退、遅刻、長時間の途中離席がある場合は修了認定ができません。その他、受講態度が不良と主催者及び実施団体において判断した場合も併せて修了認定ができません。修了認定が出来なくなった場合は、それ以後の受講は認められません。また資料代の返金もできません。なお、本研修を複数回・複数年に分けて履修することも認められません。

10 その他

(1) 昼食について

昼食は各自で御用意願います。

(2) 事前課題について

受講決定時に予め示した事例について課題に取り組んでいただきます。

詳しくは、受講決定通知の際にお知らせします。

(3) 個人情報の取り扱いについて

「参加申込書」に記載された個人情報は、当研修の適切かつ円滑な実施の目的のみに利用させていただきます。また、各市町村役場に申込及び修了の状況等を通知しますので御承知おきください。

11 問い合わせ先

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入るハートピア京都B1F

京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター研修課 (担当：田村・西村)

TEL (075) 252-6296 / FAX (075) 252-6312